

令和 2 年度 家庭教育支援施策の取りまとめ



令和 2 年 6 月
鹿児島県

この「家庭教育支援施策の取りまとめ」は、「鹿児島県家庭教育支援条例」第11条の規定に基づくものである。

なお、施策の取りまとめに当たっては、同条例第12条から第17条に示された6つの分野に分けて整理した。

鹿児島県家庭教育支援条例（抄）

（年次報告）

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

目 次

令和2年度 家庭教育支援施策の一覧	· · ·	1
1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)	· · ·	4
2 親になるための学びの推進(第13条)	· · ·	8
3 人材養成等(第14条)	· · ·	10
4 関係者の連携した活動の促進(第15条)	· · ·	14
5 相談体制の整備・充実(第16条)	· · ·	19
6 広報及び啓発(第17条)	· · ·	22
(参考) 鹿児島県家庭教育支援条例	· · ·	27

令和2年度 家庭教育支援施策の一覧（建制順）

新規事業：☆

1 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条）

事業名等	担当課等	ページ
地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）	子育て支援課	4
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	4
ハンセン病対策事業（親子療養所訪問）	健康増進課	4
女性健康支援センター事業	子ども家庭課	5
みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）	社会教育課	5
〃 (家庭教育学級長等研修会)		5
〃 (家庭教育に関する学習講座等への講師派遣)		5
〃 (家庭教育における父親の役割を学ぶ研修会)		☆ 6
学習機会提供事業	かごしま県民大学中央センター	6
青少年社会教育施設等自主研修事業	青少年研修センター 南薩少年自然の家 奄美少年自然の家	6
文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）	文化財課	7
人権教育開発事業	人権同和教育課	7

2 親になるための学びの推進（第13条）

事業名等	担当課等	ページ
女性健康支援センター事業（再）	子ども家庭課	8

<参考>学校教育における関連する主な指導内容

3 人材養成等（第14条）

事業名等	担当課等	ページ
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再）	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	10
家庭児童相談室設置事業	子ども家庭課	10
母子保健従事者研修事業		10
女性健康支援センター事業（再）		10

事業名等	担当課等	ページ
かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）	農政課	11
幼稚園新規採用教員研修	義務教育課	11
幼稚園教育理解推進事業		11
地域ぐるみ学校安全体制推進事業 (スクールガード・防犯ボランティア等研修会)	保健体育課	12
みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育支援員研修会）	社会教育課	12
社会教育指導者養成事業		13
かごしま地域学校協働活動推進事業		☆13

4 関係者の連携した活動の促進(第15条)

事業名等	担当課等	ページ
かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）	青少年男女共同参画課	14
郷土（ふるさと）に学び・育む青少年運動推進事業 〃 〃		14 14
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再）	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	15
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	社会福祉課	15
かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）（再） 〃	農政課	15 16
地域ぐるみ学校安全体制推進事業 (スクールガード・リーダーを配置する市町村への助成)	保健体育課	16
みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）（再） 〃	社会教育課	16 16
社会教育指導者養成事業（再）		17
かごしま地域学校協働活動推進事業（再）		☆17
少年警察ボランティアの活動による支援	人身安全・少年課	18
スクールサポーターによる少年の健全育成支援		18

5 相談体制の整備・充実(第16条)

事業名等	担当課等	ページ
男女共同参画相談事業	かごしま県民交流センター男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	19
家庭児童相談室設置事業（再）	子ども家庭課	19
女性健康支援センター事業（再）		19
かごしま教育ホットライン24	義務教育課	19
スクールソーシャルワーカー活用事業		20
スクールカウンセラー配置事業	義務教育課、高校教育課	20
子供のこころSOS相談事業	義務教育課、高校教育課	20
少年サポートセンターによる少年相談への対応	人身安全・少年課	21

6 広報及び啓発(第17条)

事業名等	担当課等	ページ
郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業 (青少年運動推進事業)（再）	青少年男女共同参画課	22
「育児の日」普及事業	子育て支援課	22
地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）（再）		22
配偶者等からの暴力対策推進事業 (県民に対する広報・意識啓発、データDV未然防止の取組)	男女共同参画室、かごしま県民交流センター 男女共同参画推進課（男女共同参画センター）	22
男女共同参画社会促進事業（若年層のための意識啓発）		23
障害者保健福祉大会開催事業	障害福祉課	23
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業		23
「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における啓発活動	障害福祉課、こども総合療育センター	24
自殺予防週間における啓発活動	障害福祉課、精神保健福祉センター、各保健所	24
心の健康を考えるつどい	鹿児島県精神保健福祉協議会	24
広報活動事業	総務福利課	25
みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する広報・啓発） 〃（家庭教育についての企業の理解促進）	社会教育課	25 25
図書館サービスの充実	図書館	26
文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）（再）	文化財課	26

1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)

事業名等	地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成28年度
R2当初予算額	2,026千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

＜趣旨＞

男性（父親）の家事・育児参加が不十分であることが少子化の要因の一つとなっていることから、男性の家事・育児参加や地域全体で子どもがいる世帯を応援する機運のさらなる醸成のため、「育児の日」フォーラムを開催するなど、安心して子どもを生み育てられる機運の醸成を図る。

＜事業内容＞

- (1) かごしまイクメン応援サイトの運営
- (2) 「育児の日」フォーラムの開催

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	令和元年度
R2当初予算額	1,643千円	財源負担割合	国庫(591千円) 基金繰入金(863千円)

＜趣旨＞

子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めるため、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進する。

＜事業内容＞

- (1) 学校等におけるワークショップ、セミナー等の開催
- (2) 学校管理職等向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 報告書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	ハンセン病対策事業（親子療養所訪問）		
実施主体	県（健康増進課）	事業開始年度	平成14年度
R2当初予算額	429千円	財源負担割合	県単

＜趣旨＞

ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発を進め、ハンセン病であった方々への偏見・差別の解消を図るために、ハンセン病問題に关心をもち、療養所の訪問を希望する親子や教師に、療養所の施設見学や入所者との交流の場を提供する。

＜事業内容＞

対象者：ハンセン病問題に关心をもち、入所者との交流等を希望する小・中学生、高校生とその保護者等

実施内容：ハンセン病とハンセン病問題の歴史について、講話、ビデオ学習、入所者との交流及び施設見学等の実施

実施場所：国立療養所星塚敬愛園、国立療養所奄美和光園

事業名等	女性健康支援センター事業		
実施主体	県（子ども家庭課）	事業開始年度	平成24年度
R2当初予算額	1, 143千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

＜趣　旨＞

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

＜事業内容＞

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による健康教育の実施

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2, 037千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣　旨＞

家庭の教育力の向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うために設置する。

＜事業内容＞

推進委員：学校関係者、子育て支援団体、企業団体、行政関係者（県・市町村の教育

及び福祉部局）、学識経験者 16人

協議内容：地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育学級長等研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2, 037千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣　旨＞

家庭教育学級における課題を明らかにし、その解決策等について意見交換や事例発表等を行い、家庭教育学級のより一層の充実を図るとともに、家庭の教育力の向上に資する。

＜事業内容＞

対象者：家庭教育学級長、家庭教育学級主事、市町村教育委員会担当職員等

研修内容：事例発表及び企画・運営面に関するグループ討議、学習プログラム演習

実施場所：大隅会場（鹿屋市）、大島会場（奄美市）

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習講座等への講師派遣）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2, 037千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

<趣 旨>

各地区、市町村等で開催される家庭教育に関する学習講座へ講師を派遣し、家庭教育に関する世代別学習プログラムを活用した講座を実施することで、家庭の教育力の向上に資する。

<事業内容>

対象者：保護者（家庭教育学級、PTA、研修会等）、行政関係者

実施場所：市町村、学校等

☆【新規】

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育における父親の役割を学ぶ研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2,037千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣 旨>

家庭教育における父親の出番を促す講話、パネルディスカッション等を通し、家庭教育を、父親をはじめとする広範な人々で支える体制づくりを進める。

<事業内容>

対象者：保護者、学校関係者、行政関係者

実施場所：鹿児島市

事業名等	学習機会提供事業		
実施主体	県（かごしま県民大学中央センター）	事業開始年度	平成元年度
R2当初予算額	2,792千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため、大学等と連携して、現代的課題等に基づく学習機会の提供を図る。

<事業内容>

対象者：県民一般

内容：○生涯学習県民大学講座（26講座）

各市町村が抱える課題の解決に向けた内容

○メディア研修講座（3講座）

社会教育関係者対象の指導者養成

場所：11地区

事業名等	青少年社会教育施設等自主研修事業		
実施主体	県（各青少年社会教育施設）	事業開始年度	－
R2当初予算額	1,558千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

家族等を対象とし、各施設の特長を生かした自主事業を実施することにより、体験活動の機会を提供し、家庭教育の充実に資する。

<事業内容>

(1) 青少年研修センター

・ファミリーキャンプ夏物語

・家族で楽しむ初夏の一日

- ・ ファミリーデイキャンプ秋物語
- (2) 南薩少年自然の家
- ・ ふれあいなんさつ
 - ・ 鹿南少わくわくホリデー(全4回)
- (3) 奄美少年自然の家
- ・ ファミリーキャンプ(全3回)

事業名等	文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）		
実施主体	県（文化財課）	事業開始年度	昭和48年度
R2当初予算額	76千円	財源負担割合	県単

＜趣　旨＞

県内の文化財保護行政関係者、官公庁職員、教育関係者及び文化財に关心のある一般県民が、文化財への理解と認識を深め、文化財に関する愛護思想の普及が図られるよう、文化財研修講座を開催する。

＜事業内容＞

文化財保護に関する基本的な知識の習得（講座、講演等）

事業名等	人権教育開発事業 ※ 委託事業		
実施主体	県（人権同和教育課）	事業開始年度	平成23年度
R2当初予算額	1,060千円	財源負担割合	全額国庫負担

＜趣　旨＞

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資することを目的とした実践的な研究を実施し、人権教育の一層の推進を図る。

＜事業内容＞

- (1) 人権教育総合推進地域として委託する日置市において、人権教育総合推進会議の下に推進体制を確立し、学校、家庭、地域における人権教育の拡充を図る。
 - ・ 小中一貫教育研修会の実施
 - ・ 家庭や公共施設等への人権カレンダーの配布、掲示
- (2) 人権教育指定校として委託する南種子町立西野小学校及び南さつま市立金峰中学校において、人権教育に関する内容の保護者・地域等への啓発活動の推進を図る。
 - ・ 授業公開、家庭教育学級、講演会等を通した啓発活動の充実
 - ・ 保護者や地域人材等の活用による地域の教育力の向上 等

2 親になるための学びの推進(第13条)

事業名等	女性健康支援センター事業（再掲）		
実施主体	県（子ども家庭課）	事業開始年度	平成24年度
R2当初予算額	1, 143千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

＜趣旨＞

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

＜事業内容＞

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による健康教育の実施

〈参考〉

学校教育における関連する主な指導内容（学習指導要領から一部抜粋）

※ 学校教育では、各教科等において「親になるための学びの推進」につながる内容を扱っているが、特に関連の深い教科である「家庭」、「技術・家庭」、「体育」及び「保健体育」では次のような内容を指導している。

1 小学校「家庭」、中学校「技術・家庭」、高等学校「家庭」

校種 分類	小学校「家庭」	中学校「技術・家庭」 (家庭分野)	高等学校「家庭」 (科目「家庭基礎」)
家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭生活と家族の大切さ ○ 家庭には自分や家族の生活を支える仕事があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の成長と家族や家庭生活とのかかわり ○ 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわり ○ 子どもが育つ環境としての家族の役割 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性 ○ 自己の意志決定に基づき責任を持って行動することの重要性
子育ての意義		<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の発達と生活の特徴 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児の心身の発達と生活、親の役割と保育、子どもの育つ環境 ○ 子どもを生み育てることの意義と、親、家庭及び地域社会の果たす役割
将来親になるために必要な知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族との触れ合いや団らんを楽しくする工夫 ○ 近隣の人々とのかかわり 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児の遊びの意義 ○ 幼児への関心を深め、かかわり方を工夫できること ○ 家族又は幼児の生活に关心をもち、家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援 ○ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性

2 小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」

校種 分類	小学校「体育」 (保健領域)	中学校「保健体育」 (保健分野)	高等学校「保健体育」 (科目「保健」)
将来親になるために必要な知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体の発育・発達 <ul style="list-style-type: none"> ア 体の発育・発達 イ 思春期の体の変化 ウ 体をよりよく発育・発達させるための生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心身の機能の発達と心の健康 <ul style="list-style-type: none"> ア 身体機能の発達 イ 生殖にかかわる機能の成熟 ウ 精神機能の発達と自己形成 エ 欲求やストレスへの対処と心の健康 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯を通じる健康 <ul style="list-style-type: none"> ア 生涯の各段階における健康 イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関 ウ 様々な保健活動や対策

3 人材養成等(第14条)

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再掲）		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	令和元年度
R2当初予算額	1, 643千円	財源負担割合	国庫(591千円) 基金繰入金(863千円)

＜趣 旨＞

子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めるため、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進する。

＜事業内容＞

- (1) 学校等におけるワークショップ、セミナー等の開催
- (2) 学校管理職等向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 報告書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	家庭児童相談室設置事業		
実施主体	県（子ども家庭課）	事業開始年度	昭和39年度
R2当初予算額	12, 116千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

家庭児童福祉の向上を図るため、各地域振興局等に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員が児童の各相談に応じ、また、相談員の資質向上のため、研修会を行う。

＜事業内容＞

- (1) 家庭相談員の配置：県地域振興局等 9人
- (2) 家庭相談員研修会
 - 対象者：県及び市町家庭相談員
 - 研修内容：事例発表及びグループ討議等

事業名等	母子保健従事者研修事業		
実施主体	県（子ども家庭課）	事業開始年度	平成9年度
R2当初予算額	480千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

母子保健の業務や施策に従事する保健所、市町村の職員や地域の住民の相談役となる母子保健推進員等関係者に対する研修会を開催し、その資質の向上を図る。

＜事業内容＞

- (1) 母子保健関係者研修会 1回
- (2) 地域母子保健推進研修会 4会場

事業名等	女性健康支援センター事業（再掲）		
実施主体	県（子ども家庭課）	事業開始年度	平成24年度
R2当初予算額	1, 143千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

＜趣 旨＞

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による健康教育の実施

事業名等	かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）		
実施主体	県（農政課）	事業開始年度	平成28年度
R2当初予算額	1, 458千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣旨>

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活を実現するため、食事バランスガイドなどを活用した日本型食生活の普及推進や体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進、食育推進ボランティアの活動支援を実施し、ライフステージや生活実態に合わせた「かごしまの“食”」の実践を促進する。

<事業内容>

- (1) 日本型食生活の普及・定着
 - ア ライフステージ別かごしま版食事バランスガイド等の活用促進
 - イ かごしまの食文化の継承推進
- (2) 体験を通じた食の理解促進
 - ア 農業体験の取組支援
- (3) 食育推進ボランティアの活動支援
 - ア 食育シニアアドバイザーの登録・派遣

事業名等	幼稚園新規採用教員研修		
実施主体	県（義務教育課）	事業開始年度	平成4年度
R2当初予算額	1, 583千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力や使命感など幼稚園教員としての資質向上に資する。

<事業内容>

- 対象者：令和2年度幼稚園新規採用教員（公立）
 研修内容：基礎的素養（幼稚園教育の現状と課題、服務と心構え等）
 学級経営（学級経営の意義、保護者理解、家庭との連携等）
 教育課程（教育課程編成、指導計画作成、研究保育等）
 幼児理解（幼児の発達の理解、評価等）

実施場所：県総合教育センター・他

事業名等	幼稚園教育理解推進事業		
実施主体	県（義務教育課）	事業開始年度	平成21年度
R2当初予算額	611千円	財源負担割合	全額国庫負担

<趣旨>

各都道府県において、幼稚園の教育課程の編成をはじめとして幼稚園教育に関する

る内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。

＜事業内容＞

対象者：幼稚園教員（私立幼稚園教員含む）、保育所保育士、小学校教員等

研修内容：幼稚園の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての専門的講義や研究協議等、園長等に対する幼稚園の管理・運営に関する専門的講義や研究協議等

実施場所：県総合教育センター・他

事業名等	地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガード・防犯ボランティア等研修会）		
実施主体	県（保健体育課）	事業開始年度	平成18年度
R2当初予算額	1,037千円	財源負担割合	全額国庫負担

＜趣旨＞

児童生徒の安全を図るために、スクールガードや防犯ボランティアを対象に、不審者への対応についての研修会を実施する。

＜事業内容＞

実施会場：県内7地区8会場

研修内容：スクールガードや防犯ボランティアの活動の理解

不審者へ対応する実技研修

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育支援員研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2,037千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

＜趣旨＞

相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営、託児所の開設等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材を養成し、家庭教育支援の充実に資する。

＜事業内容＞

対象者：PTA経験者、元学校関係者、民生委員等、教育・福祉に理解と熱意があり、過去に教育や福祉分野での活動実績を有する者（過去に県教委主催の家庭教育相談員養成研修会を受講した者も含む。）

研修内容：＜基礎講座＞

カウンセリングの意義・役割と相談の進め方、

児童生徒の現状と課題（いじめ、不登校相談含む。）

発達障害の理解とその対応、児童虐待の現状とその対策・対応、

家庭教育に関する世代別学習プログラムの概要と基本的な研修の進め方、事例発表、グループ協議等

＜スキルアップ講座＞

家庭教育に関する世代別学習プログラムの概要と基本的な研修の進め方、

事例発表、グループ協議等

実施場所：鹿児島会場、大島会場

事業名等	社会教育指導者養成事業		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	昭和49年度
R2当初予算額	497千円	財源負担割合	県単

＜趣　旨＞

- (1) 社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため、各社会教育関係団体の現状や課題を把握し、組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、活力ある地域づくりのために、自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者等を養成する。
- (2) 所属団体の更なる充実と活性化のため、ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握し、組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成する。

＜事業内容＞

- (1) 社会教育関係団体指導者等研修会

対象者：子ども会指導者、青年団指導者、女性団体指導者、PTA指導者、高齢者団体指導者

会場：鹿児島会場、大島会場

- (2) ジュニア・リーダー研修会

対象者：ジュニア・リーダー、イン・リーダー、高校生クラブリーダー、シニア・リーダー等

会場：鹿児島会場、大島会場

☆【組替新規】

事業名等	かごしま地域学校協働活動推進事業		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	534千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

＜趣　旨＞

地域と学校が同じ目標を共有し、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で次代を担う子どもたちの確かな学びや健やかな成長を支え、「学校を核とした地域づくり」の活動を通して、地域と学校がパートナーとなり地域の創生を目指す「かごしま地域学校協働活動」を推進する。

＜事業内容＞

- (1) 鹿児島県地域学校協働活動推進委員会

・年2回　・委員10人

- (2) かごしま地域学校協働活動関係課連絡会

・年2回　・11課1室

- (3) かごしま地域学校協働活動研修会

対象者：地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、教職員、行政関係者等

会場：県内3か所(鹿児島会場、南薩会場、大島会場)

- (4) 広報啓発資料（広報啓発用リーフレット）の作成・配布

作成部数：25,000部

配布先：市町村教育委員会、小中学校、教育関係機関、条例公民館等

4 関係者の連携した活動の促進(第15条)

事業名等	かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）		
実施主体	県(青少年男女共同参画課) 11市町村	事業開始年度	平成19年度
R2当初予算額	7, 100千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

<趣旨>

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

<事業内容>

- (1) 放課後や週末等を利用して、子どもたちの活動拠点である放課後子ども教室を実施
- (2) 域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会の設置
- (3) 地域学校協働活動の企画、地域と学校との情報共有・調整、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等を行う地域学校協働活動推進員等の配置

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業（青少年運動推進事業）		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	平成18年度
R2当初予算額	1, 569千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を展開する。

地域ぐるみの青少年育成の活性化のため、親・大人の意識の高揚・啓発に務める。

<事業内容>

- (1) 青少年育成指導者研修会の開催
- (2) 広報紙「せっぺとべ」の発行
- (3) 「家庭の日」ポスター、標語作品募集 等

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業(県民会議運営事業)		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	昭和51年度
R2当初予算額	1, 586千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

青少年問題の重要性に鑑み、広く県民の総意を結集し、次代を担う青少年の育成を県民総ぐるみで推進する。

<事業内容>

- (1) 各地域振興局・支庁で地域推進協議会を開催
- (2) 青少年育成県民会議表彰（青少年育成指導者、青少年団体・グループ、青少年育成団体）

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再掲）		
実施主体	県(男女共同参画センター)	事業開始年度	令和元年度
R2当初予算額	1, 643千円	財源負担割合	国庫(591千円) 基金繰入金(863千円)

＜趣　旨＞

子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めるため、学校、家庭、地域が一体となった取組を推進する。

＜事業内容＞

- (1) 学校等におけるワークショップ、セミナー等の開催
- (2) 学校管理職等向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 報告書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）		
実施主体	県（社会福祉課）	事業開始年度	平成28年度
R2当初予算額	15, 980千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

＜趣　旨＞

様々な要因で学習環境が整っていない生活困窮者世帯の子どもに対して、学習支援、居場所の提供及びその他の社会生活支援を実施することにより、生活困窮者世帯の将来に向けた経済的・社会的自立を促し、貧困の世代間連鎖を防止する。

＜事業内容＞

- (1) 学習会の開催等による子どもの学習支援
 - (2) 子どもの居場所づくり
 - (3) 子どもの進路指導、高校中退防止支援
 - (4) 保護者に対する養育支援
 - (5) 調理実習や年中行事体験等の体験活動
- (実施地域：県が福祉事務所を設置している20町村)

事業名等	かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）（再掲）		
実施主体	県（農政課）	事業開始年度	平成28年度
R2当初予算額	1, 458千円	財源負担割合	県単

＜趣　旨＞

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活を実現するため、食事バランスガイドなどを活用した日本型食生活の普及推進や体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進、食育推進ボランティアの活動支援を実施し、ライフステージや生活実態に合わせた「かごしまの“食”」の実践を促進する

＜事業内容＞

- 体験を通じた食の理解促進
- ア 体験を通じた食育支援体制の充実

事業名等	かごしまの“食”推進事業（市町村等推進事業）		
実施主体	市町村・民間団体等（農政課）	事業開始年度	平成29年度
R2当初予算額	3,600千円	財源負担割合	市町村・民間等1/2, 国1/2

＜趣　旨＞

食育に関するシンポジウムの開催や食文化継承等の取組など、市町村や民間団体等が行う食育の取組を支援する。

＜事業内容＞

- (1) 市町村の食育の取組支援（補助金） 5市町
- (2) 民間団体等の食育の取組支援（補助金） 2団体

事業名等	地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガード・リーダーを配置する市町村への助成）		
実施主体	県（保健体育課）	事業開始年度	平成22年度
R2当初予算額	10,301千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

＜趣　旨＞

児童生徒の学校や通学路における安全確保を図るために、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域社会全体で子どもを見守る体制を整備する。

＜事業内容＞

- (1) 県内36市町村に78人のスクールガード・リーダーを委嘱
- (2) 年間27回実施
- (3) 登下校の安全確保、学校内外の安全点検、スクールガードとの連携

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2,037千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣　旨＞

家庭の教育力の向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うために設置する。

＜事業内容＞

推進委員：学校関係者、子育て支援団体、企業団体、行政関係者（県・市町村の教育及び福祉部局）、学識経験者 16人

協議内容：地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（モデル市町村への助成）		
実施主体	県（社会教育課）、3市町村	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	1,500千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

＜趣　旨＞

家庭教育支援員を配置し、学校・家庭・地域が連携して家庭教育支援活動を推進している市町村へ事業費補助を行い、家庭教育支援を行う人材相互の連携の推進を図るとともに、地域の実態に合わせた家庭教育支援の方策・手法を県下に波及させる。

<事業内容>

- (1) 家庭教育に関する相談対応
- (2) 相談内容に応じた適切な相談窓口や専門家等の紹介、福祉機関等への連絡調整
- (3) 家庭教育に関する情報収集・提供
- (4) 家庭教育学級や子育て講座など、保護者のニーズを踏まえた学習機会の提供
(家庭教育に関する世代別学習プログラムの活用等)
- (5) 授業参観、PTA、就学時健診等における託児やサロン活動等の実施

※ 家庭教育支援員は、地域の実情に合わせ、多様な地域人材や機関・団体との連携・協働により、これらの活動を効果的に組み合わせて実施する。

事業名等	社会教育指導者養成事業（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	昭和49年度
R2当初予算額	497千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

- (1) 社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため、各社会教育関係団体の現状や課題を把握し、組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、活力ある地域づくりのために、自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者等を養成する。
- (2) 所属団体の更なる充実と活性化のため、ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握し、組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成する。

<事業内容>

- (1) 社会教育関係団体指導者等研修会

対象者：子ども会指導者、青年団指導者、女性団体指導者、PTA指導者、高齢者団体指導者

会場：鹿児島会場、大島会場

- (2) ジュニア・リーダー研修会

対象者：ジュニア・リーダー、イン・リーダー、高校生クラブリーダー、シニア・リーダー等

会場：鹿児島会場、大島会場

☆【組替新規】

事業名等	かごしま地域学校協働活動推進事業（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	534千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣旨>

地域と学校が同じ目標を共有し、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で次代を担う子どもたちの確かな学びや健やかな成長を支え、「学校を核とした地域づくり」の活動を通して、地域と学校がパートナーとなり地域の創生を目指す「かごしま地域学校協働活動」を推進する。

<事業内容>

- (1) 鹿児島県地域学校協働活動推進委員会（年2回、委員10人）
- (2) かごしま地域学校協働活動関係課連絡会（年2回、11課1室）

(3) かごしま地域学校協働活動研修会

対象者：地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、
教職員、行政関係者等

会場：県内3か所(鹿児島会場、南薩会場、大島会場)

(4) 広報啓発資料（広報啓発用リーフレット）の作成・配布

作成部数：25,000部

配布先：市町村教育委員会、小中学校、教育関係機関、条例公民館等

事業名等	少年警察ボランティアの活動による支援		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	昭和42年度(昭和60年度)
R2当初予算額	2,883千円	財源負担割合	県単

＜趣旨＞

少年補導員及び少年指導委員（計845人）によるボランティア活動を通じて、次代を担う少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する。

（規範意識の視点に立った家庭教育支援）

＜事業内容＞

- (1) 街頭補導活動
- (2) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動
- (3) 警察との協働による立ち直り支援活動

事業名等	スクールサポーターによる少年の健全育成支援		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	平成19年度
R2当初予算額	24,556千円	財源負担割合	県単

＜趣旨＞

県下の11署（鹿児島市内3署、薩摩川内署、霧島署、鹿屋署、日置署、南九州署、姶良署、志布志署、奄美署）に、一人ずつ配置しているスクールサポーターの活動を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する。

（規範意識の視点に立った家庭教育支援）

＜事業内容＞

- (1) 少年の非行防止・立ち直り支援
- (2) 非行・犯罪被害防止教育の支援
- (3) 地域安全情報の把握と提供

5 相談体制の整備・充実(第16条)

事業名等	男女共同参画相談事業		
実施主体	県(男女共同参画センター)	事業開始年度	平成15年度
R2当初予算額	8,303千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題(家庭、育児、仕事、生き方等)を抱える方々への助言等の支援を行う。

<事業内容>

男女共同参画センターにおいて、専任の相談員等が助言や専門機関の紹介等を行う。

- ・ 男女共同参画相談員による一般相談
- ・ 弁護士、医師等における専門相談

事業名等	家庭児童相談室設置事業(再掲)		
実施主体	県(子ども家庭課)	事業開始年度	昭和39年度
R2当初予算額	12,116千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

家庭児童福祉の向上を図るため、各地域振興局等に家庭児童相談室を設置し、家庭相談員が児童の各相談に応じ、また、相談員の資質向上のため、研修会を行う。

<事業内容>

(1) 家庭相談員の配置：県地域振興局等 9人

(2) 家庭相談員研修会

対象者：県及び市町家庭相談員

研修内容：事例発表及びグループ討議等

事業名等	女性健康支援センター事業(再掲)		
実施主体	県(子ども家庭課)	事業開始年度	平成24年度
R2当初予算額	1,143千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

<趣旨>

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

(1) 相談窓口(一般相談(県保健所)・専門相談(県助産師会))の設置

(2) 女性の健康相談従事者研修会の実施

(3) 学校からの依頼による健康教育の実施

事業名等	かごしま教育ホットライン24		
実施主体	県(義務教育課)	事業開始年度	平成19年度
R2当初予算額	23,674千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣 旨>

いじめの問題等に悩む子どもや保護者等が、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめの問題等の早期対応の充実を図る。

<事業内容>

24時間電話相談 0120-783-574 (フリーダイヤル)
 なやみっこなし
 なやみいおう
 0120-0-78310 (全国統一フリーダイヤル)
 099-294-2200 (携帯電話から通話可)

事業名等	スクールソーシャルワーカー活用事業		
実施主体	県(義務教育課)	事業開始年度	平成20年度
R2当初予算額	3,344千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣 旨>

社会福祉等の専門的な知識及び技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれている様々な環境の問題へ働き掛けて支援を行うとともに、関係機関との連携により、不登校やいじめなど生徒指導上の課題の解決を図る。

<事業内容>

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置
委託市町村 5町村
- (2) 事業連絡協議会及びスクールソーシャルワーカー活用事業研修会
- (3) 広域スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名等	スクールカウンセラー配置事業		
実施主体	県(義務教育課、高校教育課)	事業開始年度	平成13年度
R2当初予算額	53,785千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣 旨>

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、高校に派遣し、不登校やいじめなどの悩みについて、児童生徒や保護者の相談を受け、専門的な見地からアドバイスを行う。

<事業内容>

派遣対象校：公立小学校・中学校・義務教育学校・県立高校21校
派遣時間：1回あたり3時間

事業名等	子供のこころSOS相談事業		
実施主体	県(義務教育課、高校教育課)	事業開始年度	平成31年度
R2当初予算額	9,975千円	財源負担割合	国2/3、県1/3

<趣 旨>

高等学校への臨床心理士等の派遣や、SNSを活用した相談体制を整備するとともに、SOSの出し方に関する教育を推進することにより、児童生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制を整備し、自殺の未然防止等を図ります。

<事業内容>

- (1) 高等学校への臨床心理士等派遣
- (2) SNSを活用した相談・通報事業
- (3) SOSの出し方に関する教育

事業名等	少年サポートセンターによる少年相談への対応		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	平成11年度
R2当初予算額	一	財源負担割合	県単

<趣旨>

少年や保護者からの様々な悩み、困りごと等の相談を受理し、相談内容や事案に応じて必要な助言・指導を行うとともに、相談者の求めに応じて児童相談所等の関係機関と連携し、解決に導く取組を推進する。

<事業内容>

少年相談 ヤングテレホン 099-252-7867
 ヤングメール kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp

6 広報及び啓発(第17条)

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業（青少年運動推進事業）(再掲)		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	平成18年度
R2当初予算額	1, 569千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を展開する。

地域ぐるみの青少年育成の活性化のため、親・大人の意識の高揚・啓発に務める。

<事業内容>

- (1) 青少年育成指導者研修会の開催
- (2) 広報紙「せっぺとべ」の発行
- (3) 「家庭の日」ポスター、標語作品募集 等

事業名等	「育児の日」普及事業		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成22年度
R2当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣旨>

妊娠や子どものいる世帯を地域全体で応援する機運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかける。

<事業内容>

毎月19日の「育児の日」の普及・啓発を図るため、各地のイベント等においてポスター等を活用した広報活動を行う。

事業名等	地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）(再掲)		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成28年度
R2当初予算額	2, 026千円	財源負担割合	国1/2、県1/2

<趣旨>

男性（父親）の家事・育児参加が不十分であることが少子化の要因の一つとなっていることから、男性の家事・育児参加や地域全体で子どもがいる世帯を応援する機運のさらなる醸成のため、「育児の日」フォーラムを開催するなど、安心して子どもを生み育てられる機運の醸成を図る。

<事業内容>

- (1) かごしまイクメン応援サイトの運営
- (2) 「育児の日」フォーラムの開催

事業名等	配偶者等からの暴力対策推進事業（県民に対する広報・意識啓発、デートDV未然防止の取組）		
実施主体	県（男女共同参画室、男女共同参画センター）	事業開始年度	平成23年度
R2当初予算額	1, 696千円	財源負担割合	国庫補助（66千円）

<趣 旨>

関係機関・民間団体と連携して、DV根絶のため「女性に対する暴力をなくす運動」期間においてキャンペーンを実施し、県民等に対して広報・意識啓発をするとともに、高校が開催するデートDV防止についてのセミナーに講師を派遣し、デートDVの未然防止を図る。

<事業内容>

(1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるキャンペーン

(2) 学校への男女共同参画お届けセミナー（デートDV防止関係）

事 業 名 等	男女共同参画社会促進事業（若年層のための意識啓発）		
実 施 主 体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成30年度
R2当初予算額	2, 526千円	財源負担割合	基金繰入金(2,054千円)

<趣 旨>

男女共同参画社会の実現のため、学校や大学等と連携して、セミナーやワークショップを実施することにより、若年層に対して男女共同参画についての理解を深める教育や啓発を行う。

<事業内容>

(1) 学校への男女共同参画お届けセミナー

(2) 人権・男女共同参画教育の推進

- ・ 高校生のためのピアソーター養成講座
- ・ デートDV防止セミナー

事 業 名 等	障害者保健福祉大会開催事業		
実 施 主 体	県（障害福祉課）	事業開始年度	－
R2当初予算額	916千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及びその家族並びに行政・教育関係者及び障害者団体などの関係者のほか、県民の参加のもと、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくりをめざし、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることを目的として、障害者保健福祉大会を開催する。

<事業内容>

(1) 表彰

知事表彰、鹿児島県身体障害者福祉協会会長表彰、鹿児島県手をつなぐ育成会理事長表彰、鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長表彰

(2) 体験発表

障害者団体からの推薦者（障害者、家族、関係者等）、「心の輪を広げる体験作文」入賞者による体験発表

(3) 講演

講師を招いての講演実施

事 業 名 等	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業		
実 施 主 体	県（障害福祉課）	事業開始年度	平成25年度
R2当初予算額	10, 103千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するため、県民、事業者に対する普及啓発や相談員による相談対応を行い、また、県障害者差別解消支援協議会を開催する。

<事業内容>

(1) 県民を対象とした普及啓発（ホームページ、パンフレット等）

- ※
事業の参考
内容の他
容の
- (2) 相談体制（障害者くらし安心相談員3人による相談対応）
 - (3) 紛争解決体制（県障害者差別解消支援協議会の開催）
 - (4) 障害者差別解消法に関する事務

事業名等	「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における啓発活動		
実施主体	県（障害福祉課、こども総合療育センター）	事業開始年度	平成24年度
R2当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

発達障害に関する県民の理解を深めるため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）において、鹿児島市内でブルーライトアップや啓発活動等を行う。

<事業内容>

- (1) ブルーライトアップ（アミュプラザ観覧車、かごしま水族館、甲突川の橋梁（高見橋、西田橋）、ソラリア西鉄ホテル鹿児島）
(2) 啓発活動

事業名等	自殺予防週間における啓発活動		
実施主体	県（障害福祉課、精神保健福祉センター、各保健所）	事業開始年度	平成21年度
R2当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

自殺対策に関する県民の理解を深めるため、自殺予防週間（9月10日～16日）において、集中的に啓発活動等を実施し、自殺対策の推進を図る。

<事業内容>

自殺予防街頭キャンペーンにて、自殺予防や相談窓口に関するチラシ・リーフレット等を配布（鹿児島中央駅広場、県内各地の集合施設等）

事業名等	心の健康を考えるつどい		
実施主体	鹿児島県精神保健福祉協議会	事業開始年度	平成10年度
R2当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

地域社会における精神保健福祉について、県民の理解を深めるとともに、精神的健康の保持増進を図る。

<事業内容>

- (1) 基調講演（思春期精神保健、ストレス・うつ対策、依存症・認知症予防等）
- (2) パネルディスカッションなど

事業名等	広報活動事業		
実施主体	県（総務福利課）	事業開始年度	昭和56年度
R2当初予算額	1, 496千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

本県教育行政に対する保護者及び教職員の理解を深め、子供の教育に関する啓発や意識高揚を図る。

<事業内容>

広報紙「かごしまの教育」を年1回発行し、公立の小・中・義務教育・高等・特別支援学校に児童生徒のいる全家庭に配布する。

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業(家庭教育に関する広報・啓発)		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2, 037千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣旨>

家庭教育支援に関する情報を整理し、提供するとともに、家庭教育啓発リーフレットを作成・配布し、家庭の教育力の向上に資する。

<事業内容>

- (1) 啓発資料の作成・配布
- (2) Web上の情報提供（県ホームページ、県公式facebook）
- (3) 多くの親子が集まる場所等における広報活動
家庭教育支援キャラバン「親子すぐすくフェスタ」等

事業名等	みんなで支える家庭教育推進事業（家庭教育について企業の理解促進）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和2年度
R2当初予算額	2, 037千円	財源負担割合	国1/3、県2/3

<趣旨>

企業関係者の会合等に出向き、家庭教育の重要性や推進について説明し、社員のワークライフ・バランスの在り方や、働く保護者が学校行事等に参加しやすい体制づくりについて理解と協力を求める。

<事業内容>

- (1) 企業団体等への訪問依頼
 - ・鹿児島県家庭教育支援条例の周知（第9条－事業者の役割）
 - ・家庭教育の重要性や社員のワークライフ・バランスの在り方
 - ・働く保護者が学校行事等に参加しやすい体制づくり 等
- (2) 事業者向け家庭教育支援啓発リーフレットの配布

事業名等	図書館サービスの充実		
実施主体	県(図書館)	事業開始年度	平成17年度
R2当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣旨>

県立の図書館内に「子育て・教育支援コーナー」を設置し、子育て・家庭教育関係図書や関係機関のパンフレット等を展示する。

<事業内容>

対象者：県民一般

場所：県立図書館、奄美図書館

内容：16のテーマに分類し、図書資料を常時展示

事業名等	文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）（再掲）		
実施主体	県（文化財課）	事業開始年度	昭和48年度
R2当初予算額	76千円	財源負担割合	県単

<趣旨>

県内の文化財保護行政関係者、官公庁職員、教育関係者及び文化財に関心のある一般県民が、文化財への理解と認識を深め、文化財に関する愛護思想の普及が図られるよう、文化財研修講座を開催する。

<事業内容>

文化財保護に関する基本的な知識の習得（講座、講演等）

○鹿児島県家庭教育支援条例

平成25年10月11日
条例第59号

鹿児島県家庭教育支援条例をここに公布する。

鹿児島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われる。このことは、子どもにとって、親が人生最初の教師であるとも言える。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。特に、幼少期における家庭教育は、人の一生に大きな影響を及ぼす面があり、学校の役割は、その家庭で造り上げられた土台の上に建物を乗せるようなものである。

私たちが住む鹿児島県には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えをはじめ、教育を大事にする伝統や風土があり、これらを背景に地域の教育力が育まれていく中で、日本の黎明期をリードした幾多の人材を輩出してきた。そして、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みなで協働することで子どもの育ちを支えてきた。また、子どもの育ちとともに親としての育ちも支えられてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中で、次第に地域の教育力が低下していき、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力も低下してきていていることが指摘されている。また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめの問題や子どもたちの自尊心の低さも指摘されている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会とまず認識することが必要である。

これまででも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策(以下「家庭教育支援施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)がその子どもに対して行う教育をいう。

- 2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。
- 3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で、地域的な共同活動を行うものをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 保護者は、その子どもの教育について第一義的責任を有する。

2 家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者及び地域活動団体と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化等に関する行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活

との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

第12条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びを支援するための講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になるために必要な知識を学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、学校等が親になるための学びの機会を提供する場合は、これを支援するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互の連携の推進を図るものとする。

(関係者の連携した活動の促進)

第15条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

第16条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供を行うものとする。

- 2 県は、教育における保護者の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。
- 3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。